

特 記 仕 様 書

工 事 名 : 令和 8 年度 県立矢田自然公園 法面荒廃対策工事
工事場所 : 奈良市大和田町
工 期 : 令和 8 年 8 月～令和 9 年 1 月

第1条 本工事の施工にあたっては「土木工事共通仕様書（案）〔令和8年4月〕（以下「共通仕様書」という。）、土木工事施工管理基準及び規格値（案）〔令和8年4月〕、土木請負工事必携〔令和8年4月〕（奈良県 県土マネジメント部）」によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第 1 編 共通編

1－1－1－3（設計図書の照査等）

（設計図書の照査）

設計図書の照査にあたり、設計図書の照査ガイドライン（工事請負契約におけるガイドライン（総合版）令和 7 年 4 月 奈良県県土マネジメント部技術管理課）を利用しても良い。

掲載HP：<https://www.pref.nara.jp/item/176721.htm>

1－1－1－1 1（工事の下請負）

（下請負者の県内建設業者の優先選定）

受注者は、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するもの（以下「県内業者」という）の中から選定するように努めること。

1－1－1－2 1（建設副産物）

（再生資源利用計画・再生資源利用促進計画）

当該現場で発生した残土は現地からおおよそ 1km 先の県有地内への搬出を予定している。また、荷下ろし場に敷いている砕石については、地権者の指定する箇所への運搬を想定しているが、関係機関との調整により、残土処分所への処分に変更となる可能性がある。その際は協議の上、変更対応する。また、設計図書に記載の残土処分量は現時点での想定で

ある。処分前に監督員立会の上、搬出する土量を計測すること。計測した量に応じて変更対応する。

再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、技術管理課HP又は国土交通省HPからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に揚げなければならない。

1-1-1-26（施工管理）

（土木工事請負日誌）

受注者は、日付、曜日、天候、気温、雨量、作業員の出勤状況、作業の実施内容等について記録し、監督職員又は検査職員より請求があった場合は提示しなければならない。

1-1-1-27（履行報告）

（工事履行報告書の提出）

受注者は、工事打合せ簿（報告事項）として、施工計画に示した計画工程表等を実施工程を上書きで示し、進捗率を明記したうえで前月の進捗状況を翌月月初めに監督職員に提出するものとする。

また、週間工程表については、監督職員が指示した場合のみ作成することとし、翌週の実施内容を前週末までに監督職員に提出するものとする。

1-1-1-30（工事中の安全確保）

（近接施工）

①本工事区間は埋蔵文化財追分廃寺があるため、掘削工事施工の際に、文化財部局と現地立会する必要がある。

1-1-1-34（環境対策）

工事箇所における騒音規制や振動規制に関する法律、条例及び規制等に則り適切に作業を行うこと。

（建設機械への不正軽油の使用禁止）

1. 受注者は、地方税法を遵守し、不正な軽油を燃料としている工事車両を使用しないものとする。
2. 受注者は、現場で県が行う使用燃料の抜き取り調査等に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。

1-1-1-36 (交通安全管理)

(標示板の設置)

受注者は、道路工事でない場合においても土木請負工事必携〔令和8年4月〕「11. 道路工事現場における標示施設等の設置基準」に準じ、県民にわかりやすい標示板を設置するものとする。

標示板に記載する工事種別及び工事内容は以下のとおりとする。

工事種別：県立矢田自然公園 法面荒廃対策工事

工事内容：県立矢田自然公園の整備工事を行っています

1-1-1-38 (諸法令の遵守)

本工事の現場は、県立矢田自然公園の第3種特別地域内に位置している。園内での緑化は国産が望ましいことから、本工事における植生土のうは国産種を、植生マットは自然侵入促進型のマット利用すること。

1-1-1-44 (保険の付保及び事故の補償)

本工事において、受注者は法定外の労災保険※に付さなければならない。また、保険契約締結後は契約書第57条に基づき、その証券等を発注者に提示し、工事打合簿を提出すること。

なお、法定外の労災保険にかかる保険料等の費用は現場管理費率の中に計上されている。

※法定外の労災保険：従事する者の業務上の負傷等に対する補償のための保険で、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険

1-1-1-47 (交通誘導警備員の配置)

1. 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
2. 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
3. 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜 別	交替要員 の有無	備考
荷下ろし場	2名/日	交通誘導警備員B：2名	昼間	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）
で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号
に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に
係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に
従事するもの

1-1-1-50（建設副産物の処分）

（建設副産物の搬出）

1. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、（1）により扱うこととする。

（1）建設発生土

本工事の建設発生土について、原則は、県立矢田自然公園の駐車場に運搬の上、監督員の指示する箇所に置くこととするが、工事内の調整の中で園外に搬出することになった際には、公的な受入施設又は県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。その場合には変更対応することとする。なお、その際に積算上見込むことになる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示あり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更取扱いは、2. によるものとする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他受入条件
建設発生土	奈良市上深川町 (株)さざんかコーポレーシ ョン	35km	(土工工期) 令和8年8月 ～令和8年12月	

2. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出について、受入施設の変更にかかる設計変更の取り扱いとは以下のとおりとする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の（1）～（5）である。

- （1）受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
- （2）受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
- （3）発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合
- （4）受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合

(5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

なお、受注者の都合による受入施設の変更は、監督職員と協議の上、建設発生土については公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って、また、建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等関係法令や「建設副産物適正処理推進要綱」などにに基づき適切に処理する場合に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

第2編 材料編

第2節（工事材料の品質）

2-1-2 7.（奈良県産品の利用促進）

（奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品）

1. 受注者は、地場産業の活性化・循環資源の有効利用を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品及び奈良県リサイクル認定製品を使用することに努めること。
 - A 奈良県産品とは次に示すものとする。
 - ・ 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
 - B 奈良県リサイクル認定製品とは次に示すものとする。
 - ・ 奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として掲載されている製品
2. 受注者は、建設資材及び奈良県リサイクル認定製品の使用については、次に示す①から③の報告書（様式1）を監督職員に提出しなければならない。
 - ①資材調達予定を工事着手前に報告 【当初報告】
 - ②当初報告に変更・追加が生じた場合 【変更・追加報告】
 - ③資材調達結果を完成検査前に報告 【完成報告】

（様式1, 2）掲載 HP : <https://www.pref.nara.jp/52278.htm>

3. 受注者は、奈良県産品（以下「県内産建設資材」という。）が調達できるにもかかわらず使用しない場合は、その理由を付した書面（様式2）を監督職員に提出しなければならない。様式2の提出時期は、様式1と同じとする。

4. 上記2.の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評価の際に加点評価する。
ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材（任意仮設材）等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。
- A 県内産建設資材（3品目）を品目毎に全種類・全量を使用
（工事特性の考査項目で品目毎に1点、最大3点を加点）
- ※「品目毎」とは、生コンクリートについて全種類・全量使用・・・1点
コンクリート二次製品について全種類・全量使用・・・1点
道路舗装材料類について全種類・全量使用・・・1点
それぞれで1点、最大3点の加点
- B 奈良県リサイクル認定製品（土木資材）を全量使用
（工事特性の考査項目で2点を加点）

共 通

共通－1（設計変更等）

設計変更等については契約書及び本特記仕様書の定めによるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）令和7年4月（奈良県 県土マネジメント部 技術管理課）」によるものとする。

共通－2（工事書類の作成）

1. 工事書類作成にあたっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル(案)（令和8年4月）（奈良県 県土マネジメント部 技術管理課）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類作成にあたっては、別に定める「土木工事書類作成スリム化ガイド（令和8年4月）（奈良県 県土マネジメント部 技術管理課）」を参考に受発注者間で工事書類のスリム化、資料等作成者の役割分担の明確化に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者間で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

共通－３（週休２日工事の試行）

本工事は、発注者指定型の週休２日試行工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『奈良県県土マネジメント部「週休２日試行工事」実施要領』（令和７年８月１日）により行うものとする。

共通－４（快適トイレの導入試行）

本工事は、建設工事現場における「快適トイレ」導入試行の対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『建設現場における「快適トイレ」導入試行要領』（令和７年８月１日）により行うものとする。

共通－５（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『ウィークリースタンス実施要領』（令和８年４月１日）により行うものとする。

その他－６（熱中症対策）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領』（令和４年８月１日）により行うものとする。

その他－７（現場環境改善）

本工事は、現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領』（令和７年８月１日）により行うものとする。

その他－８（建設リサイクル法）

（対象工事の事前説明）

受注予定者は、請負契約前（契約書提出時）に、建設リサイクル法第１２条第１項に基づく書面を提出しなければならない。

書面の様式及び記入例については、下記ホームページを参照のこと。

(参考ホームページURL : <https://www.pref.nara.jp/52881.htm>)

なお、本工事における[工作物の状況]および[搬出経路]は以下のとおりとする。

[工作物の状況] : 築年数 該当無し

[通学路の有無] : 無